

国際支援活動助成制度のご案内

一般社団法人 日本義肢装具士協会
国際委員会

世界中には、自然災害や紛争によって障害を負った人々への義肢装具支援を必要とする国々が未だに少なくありません。これらに対して、ボランティアとして個人的な支援活動に取り組んでいる会員もおられます。

本協会においても、その社会的役割から、また専門職として的人道的観点から、何らかの形で支援できないかと検討してきたところです。国際委員会企画・立案のもと、理事会、総会でのご承認を頂きまして、会員の皆様が関わる国際支援活動に対する助成制度を平成24年度より立ち上げることとなりました。以下に概略をご紹介します。

【助成条件】

- (1) 申請者が主体となる活動であること。
- (2) 営利活動・宗教・政治活動と関連しないこと。
- (3) 申請者は本協会正会員登録後3年以上経過していること。
- (4) 原則として、申請者に対する助成は1事業年度中に1回とする。事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までの期間である。
- (5) 対象となる活動は、申請の翌事業年度から開始し、同事業年度内に終結すること。

【申請受付期間】

毎事業年度8～10月末

【助成金額】

助成金額の総額は原則として1事業年度あたり50万円を上限とする。ただし、複数の申請者がある場合には、その活動内容を勘案して分割することがある。

【その他の詳細】

「国際支援活動助成制度に関する規定」および「助成制度関連書式」を本協会ホームページで確認してください。

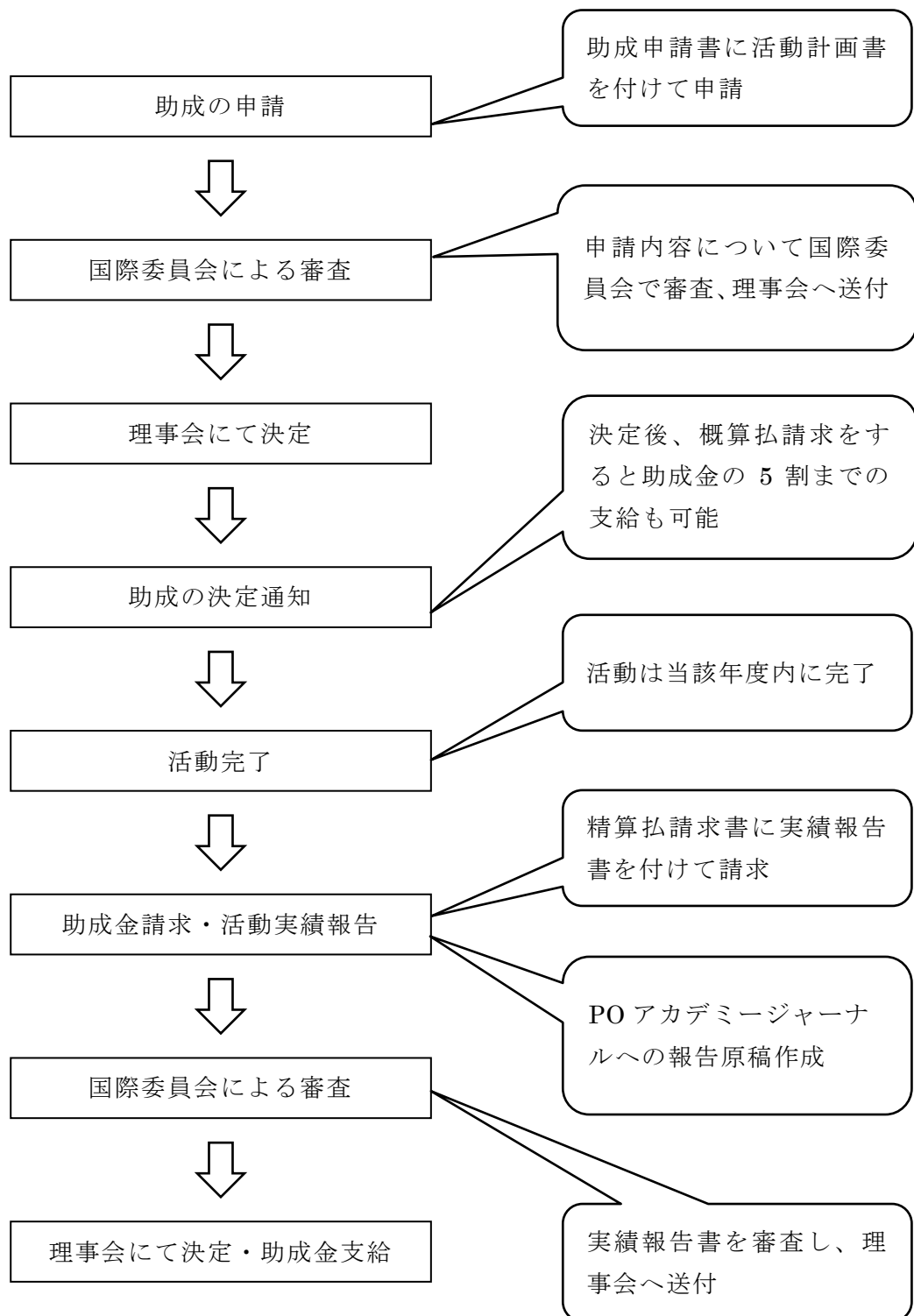
【お問い合わせ】

本協会事務局へEメールにてお願い申し上げます。皆様からのご応募をお待ちしております。

hellopo@abelia.ocn.ne.jp

*裏面に申請から支給までの流れを分かり易く説明しています。

【助成の流れ】



国際支援活動助成制度に関する規定

一般社団法人 日本義肢装具士協会
国際委員会

(目的)

第 1 条 日本義肢装具士協会（以下「本協会」という。）は専門職としての人道的観点から、会員が行う国際支援活動に対して助成金を交付するものとし、本規定において必要な事項を定める。

(対象)

第 2 条 助成の対象（以下「対象者」という。）は原則として日本義肢装具士協会正会員および当該会員が所属する法人とする。

(対象活動)

第 3 条 開発途上国及び被災国に対して、人道的観点から対象者が主体となつて行う国際支援活動とする。

(助成の条件)

第 4 条 助成の条件として次の各号を満たすものとする。

- (1) 対象者が主体となる活動であること。
- (2) 営利活動・宗教・政治活動と関連しないこと。
- (3) 対象者は本協会正会員登録後 3 年以上経過していること。
- (4) 原則として、1 対象者に対する助成は 1 事業年度中に 1 回とする。事業年度とは、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間で、定款に定められている。
- (5) 対象となる活動は、申請の翌事業年度から開始し、同事業年度内に終結すること。
- (6) その他、本協会が定める事項。

(助成対象経費)

第 5 条 助成の対象となる経費（以下「経費」という。）は活動に係る次のものとする。

- ア 義肢装具およびその部品の購入費
- イ 国内外における物資輸送費（例：発送費、梱包資材費等）
- ウ 印刷・通信費（文書印刷費、書類等の発送費等）
- エ 旅費（鉄道、航空経費等）
- オ その他国際委員会が必要と認める経費

(助成金額)

第 6 条 助成金額の総額は原則として 1 事業年度あたり 50 万円を上限とする。

2. 複数の申請者がある場合には、その活動内容を勘案して分割する。

(助成申請)

第 7 条 助成を受けようとする対象者は、助成申請書に活動計画書を添えて国際委員会へ提出しなければならない。

(申請受付期間)

第 8 条 助成申請の受付期間は原則として毎事業年度 8～10 月末とする。

2. 緊急を要する場合は、期間外においても協議の上申請を受け付ける。

(助成決定)

第 9 条 国際委員会は申請内容を審査し、理事会において適当と認めた場合に助成を決定する。

(実績報告及び助成金請求)

第 10 条 活動が終了したときは、完了日から 30 日以内もしくは当該事業年度内のいずれか早い期日までに、実績報告書に国際委員会が必要と認める書類を添え、精算払請求書とともに国際委員会へ提出しなければならない。

2. 実績報告書提出後 2 ヶ月以内に、PO アカデミージャーナルへの報告記事を提出しなければならない。

(助成金額の確定及び交付)

第 11 条 国際委員会は実績報告書及び必要と認める書類の審査を行い、理事会において適当と認められたときは、助成金額を確定し、翌年度の予算案に計上し、予算承認が得られ次第支給する。

(助成金の概算払い)

第 12 条 国際委員会が活動内容上必要と認めた場合は、助成金の 5 割を上限として概算払いをすることができる。

2. 助成金の概算払いを希望する場合は、概算払請求書を国際委員会へ提出しなければならない。

3. 概算払いは当該活動において 1 回とする。

(助成決定の取り消し)

第 13 条 国際委員会は対象者の活動が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 活動を中止または廃止したとき。
- (2) 期限内に事業を遂行する見込みがないとき。
- (3) 虚偽の申請及びその他不正の手段により助成決定を受けたとき。
- (4) 助成申請の内容と事業の実績内容が著しく異なるとき。
- (5) その他、当制度の目的に反する事業運営を行ったとき。

(助成金の返還)

第 14 条 国際委員会は前条により助成決定の取り消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

(雑則)

第 15 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については国際委員会が別に定める。

附則

この規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

変更：

- 1) 文中の「年度」を、「事業年度」に変更（平成 25 年 6 月）
- 2) 第 4 条(4) 事業年度の説明追加（平成 25 年 6 月）
- 3) 第 4 条(5) 「対象となる活動は申請年度で終結すること」を、「対象となる活動は、申請の翌事業年度から開始し、同事業年度内に終結すること」に変更（平成25年6月）
- 4) 第8条 第1項 「助成申請の受付期間は原則として毎年度4月～6月とする。」を、「助成申請の受付期間は原則として毎事業年度8～10月末とする。」に変更（平成25年6月）